

「丹波生活衣コレクション」¹⁾にみる糸縞と地縞

奥 村 萬亀子

A Study on “Itozima” and “Ziginu” widely used in the Everyday Dress Collection of Tanba District.

MAKIKO OKUMURA

Itozima: Stripe Patterns on the Cotton Cloths using Silk Thread for some extent.
Ziginu: Home-made Cloths of coarse Silk.

(抄文) 福知山地方を中心に明治から昭和期にかけて着用された衣服類を集めた「丹波生活衣コレクション」には、当地で自家用に織られた糸縞や地縞が多く含まれている。この縞使用の豊富さは、封建時代の縞類使用規制からの解放と近代産業としての製糸産業の隆盛を背景とするものである。その意味で、これらは近代の衣生活の性格的一面を示すものである。

明治以降の日本の服飾の歴史は、巨視的には西洋服の受容の過程としてとらえられ、この視点からの研究は日本の近代服飾研究の一つの特徴をなすものである。しかし庶民の衣生活に目を向けると、永く和服を主とした暮らししが続けられ、日常着までが完全に洋服に代るには昭和30年代を待たなければならない。特に在方においてはその変化は緩慢であり、この間における和服の暮らしは、伝統的なものを引き継ぎながら一方では近代の性格を示すものであったといえよう。今、微視的視野の中にこのテーマを追ってみたい。ここに取り上げようとする「丹波生活衣コレクション」は、福知山市近在から集められた主として明治から昭和期における生活衣からなり、この地方の庶民の衣生活を眼前にすることができます。特に自家製の糸縞と地縞にみる縞使いの豊富さは、その背景としての近代における養蚕業発展を思わせると同時に、前代における縞物規制にも思いを至らしめるのである。以下、この期の糸縞・地縞の性格について考えることとする。

(1)

糸縞については『守貞漫稿』²⁾が単衣に関する項に、「因云、文化文政中京織ノ木綿縞ニ蚕糸ヲ僅ニ交ヘ織タル物ヲ用ヒタリ、京坂綿入袷单衣トモニ用之、今

モ稀ニ用レ之号テ糸縞ト云、蚕糸入木綿縞ノ略言也」としている。つまり木綿縞に絹糸を織り込んだもので糸入縞、糸入ともいわれる。『増補染織辞典』³⁾によると、糸入とは「綿織物の縞に絹糸を用ふること又は其織物、糸入縞、糸入双子、糸入木綿等の如きこれなり」とある。

地縞については「生地の縞すなわち白縞」の意味で使われる例があるが⁴⁾、『増補染織辞典』は「農家に於て二等以下の悪質繭又は汚繭等より生糸を自製し、之を用ひて製織せる自家用生絹織物を云ふ、又大産地の製品に対して各地方生産の縞布を云ふ通称」としており、自家用あるいは地方産の意味を持つ。

本コレクションの糸縞・地縞はいずれも養蚕農家が自家産の蚕糸を使い自家用に織ったものである。その収集品は〔表1〕に示す如くである。ここに示す数字が必ずしもその在り様のすべてを表わすものではないが、おおよその様子をつかむことができよう。その概容を見ることにしよう。

糸縞は男女の仕事着であるひっぱりから普段着・よそゆきにまで何にでも使われている。よそゆきに用いられるのはうなづけるが、仕事着にまで糸縞やちよろけん糸が使われており、よそゆきのものになると絹糸の使用量が非常に豊富である。男女長着には縞にも玉糸などを使った緯糸織とでもいうものがみられ、絹の

〔表1〕「丹波生活衣コレクション」より

	糸 縞 類		地 絹		その他の 男物 女物		糸 縞 類		地 絹	
	男物	女物	男物	女物			男物	女物	男物	女物
A (仕事着)										
ひっぱり	1	4			1	10			1	2
胴着									1	2
帯									1	2
B (普段着)										
長着 (単)	5	7							1	
(袷)	7(4)	4							1	
(綿入)	3	4							1	
羽織 (袷)	2								2	
(綿入)	1								1	
ひっぱり		1							2	
C (よそゆき)										
長着 (単)	2(1)	3	2	2						
(袷)	7(5)	11(4)	3	11						
(綿入)		1								
羽織 (単)	1		2							
(袷)	3(3)	1	4		12					
(綿入)		2								
絆纏 (綿入)		3(3)		1						
ひっぱり		1								
コート (単)									5	
(袷)									4	
半コート (単)									6	
帯									1	
袴		1							1	
裾裏						3			1	
								多數	多數	
⑦ (式服)										
長着 (単)										
(袷)										
(綿入)										
羽織 (袷)										
D (子供物)										
宮参り着 (袷)								1	1	
(綿入)										
四つ身 (袷)							1			
背負い紐									2	
子供布団										
子負絆纏 (綿入)									1	
E (夜具)										
布団表							23			
布団側									3	
座布団							1			
F (小物類)										
風呂敷 (三幅)							2			
(二幅)							2			
J (きれ類)										
生地一反										
長着一着分										
羽織一着分										
襦袢										
布団表用										
帯地										
端ぎれ										
								多數	多數	

A-J 分類は原コレクションの分類による。

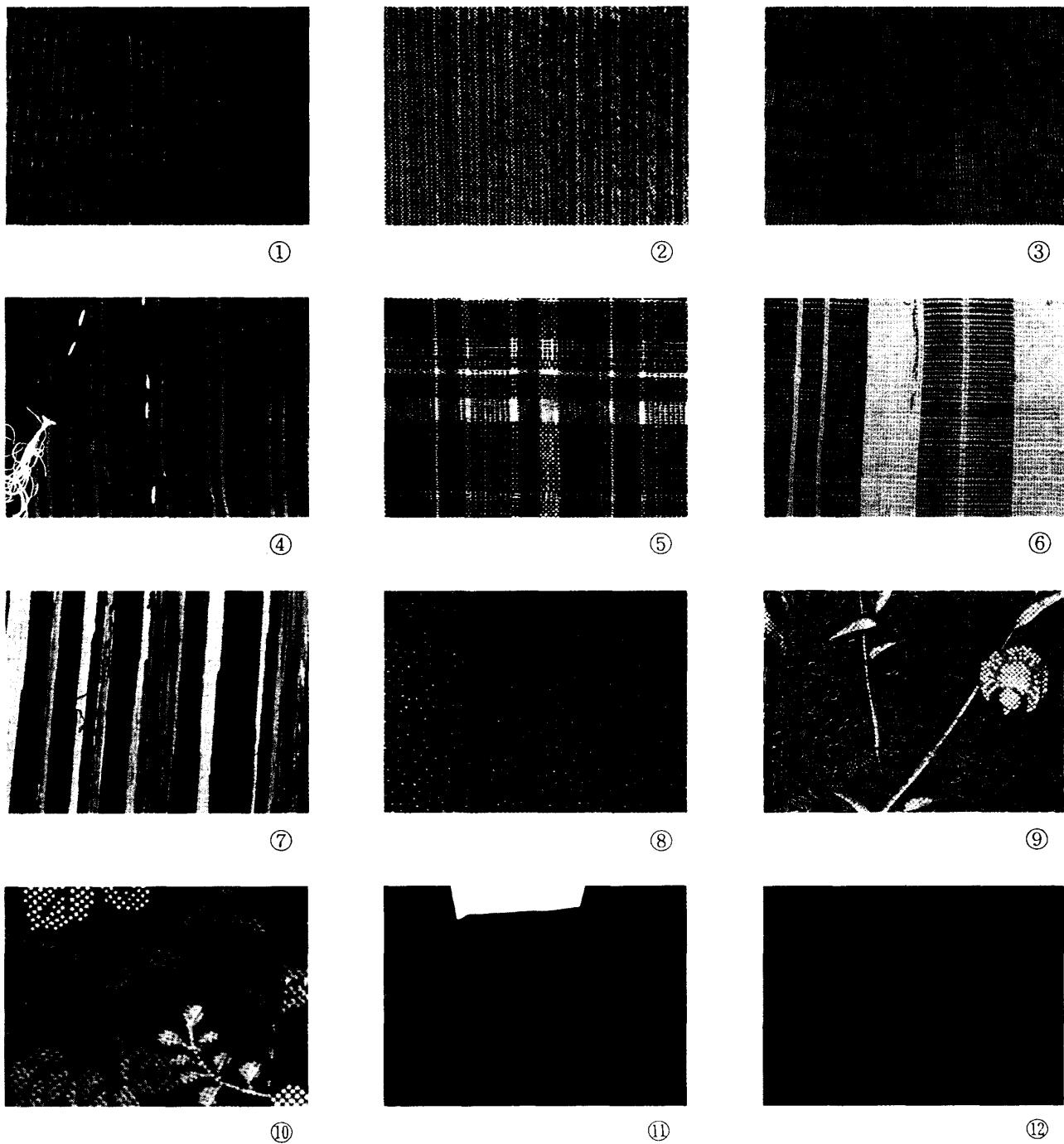
() は糸縞類中、特に縞にも玉糸などを使用するものを示す。

艶やかな光沢をみせ、またちょろけん糸を織り込んだ縞は繊細な美しさをみせている。ちょろけん糸⁵⁾とは紺と白の絹糸を合わせ撚りをかけた糸で、どの部分にも均等に撚りがかかっていなければならず、この糸作りは熟練を要するむつかしい仕事である。明治期の子供物にも糸縞がみられる。布団表にはちょろけん糸・節糸・紡ぎ糸などを入れた縞がみられる。ごく普段用の布団表にはそれらの残り糸を気まゝに織り込んだり、部分的に崩織りを入れてみたり——稽古でもしたのだろうか——気取らない日常の姿がみえる。風呂敷は嫁入用に織られることが多く縞のデザインに意が用いられた。当地での糸縞はこのように生活衣の広い範囲に使われていること、絹糸の使用量が非常に多いことが特徴と云えよう。縞柄は紺系統を基調とし、茶系統（薄茶・焦茶・金茶など）を用いたものが主で、他に灰・白・黄・緑色などが少々用いられる。細い縞が多く男物には千筋・万筋や無地様のものもある。概して地味でおとなしい縞である。

地縞の場合は式服（多くは喪服）やよそゆきに用い

られることが多く、男女とも長着や羽織に用いられる。明治期のものには小紋染のものがみられ、紋付にしてかなり正式な服とされたらしい。大正・昭和期になると女物は華やかな友禅染が多くなり、戦中戦後にはこの地域で流行したという型置染のものがみられる。「地縞は縫い目のところで織り糸が引け、特にお尻のところで糸が引けるので着物にはあまり向かない。羽織にする方がよい。」と口々にいわれるが、着物（長着）にもよく使われている。小紋や友禅や絞りで染められた地縞は一見して羽二重や縮緬などと変わらない外見であり、手ざわりの柔らかい優しい生地である。コート類に使われる地縞は紺のような味わいを出している。

このように絹布を多く使う地域ゆえか、古裂を裂いて織る裂織の帯にも縞の裂が多く使われている。畠仕事の時にもよそゆきにも用いた裂織の帯は、半幅帯で実にさまざまな横縞に織られている。木綿裂の中に織り込まれた縞裂の艶と色が、帯に華やぎとしなやかさを与えている。〔写真①～⑫〕



- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 女物長着 糸縞 | ⑦ 半幅帯 裂織 |
| ② 女物長着 ちょろけん糸入縞 | ⑧ 女物長着 地縞小紋染 |
| ③ 男物長着 緯糸織 | ⑨ 女物長着 地縞友禅染 |
| ④ 男児一つ身 糸縞 | ⑩ 女物長着 地縞友禅染 |
| ⑤ 風呂敷 糸入格子縞 | ⑪ コート 地縞 |
| ⑥ 半幅帯 裂織 | ⑫ コート 地縞 |

このように玉繭や屑繭によるとはいいうものの、明治以降のこの地の生活衣には豊かな絹使いをみるのであるが、それはより厳しい江戸期の生活の後を受けて展

開された近代の生活であったと思われる。それでは前代における糸縞・地縞の在り様はどのようなものであったのだろうか。

(2)

慶安二年（1649）の「慶安御触書」にみる「百姓ハ、衣類之儀、布木綿より外ハ帶・衣裏ニも仕間敷事」の条は、江戸幕府が百姓の衣類に対してとった基本的姿勢であり、各藩ではそれよりさらに細部にわたる独自の規制を行うことになる。布・木綿以外を禁ずる法の下で糸縞や地縞などのように取扱われたのであろうか。糸縞（糸入・糸入島などと記される）使用に関しては百姓のみならず町人・武士に対しても細かい規定がみられるが、特に『守貞漫稿』が京坂でよく用いられたとする文化文政期ころ以降の様子を中心にみるとしよう。

まず武家に関する場合をみると、

龍野藩の「諸士一統於御城被仰出候御意之書并御省略書付之寫」文化二年乙丑七月十一日（1805）につぎの項がみられる⁹⁾。

一、諸士以上男女共衣服之儀、祭礼之節ハ是迄之通、其餘平日ハ勿論、年頭たり共、男子は下着襟袖口帶ニ至迄、都て綿服可相用、婦人之儀上懸ケハ木綿、帶付ハ紬迄相用候處、是以、以來ハ裏表共木綿可相用、都て襟袖口下着等ハ、絹紬迄。（以下略）

但、男子之分ハ、綿服たり共、絲入之品ハ着致間舗候

ここでは祭礼・年頭にも綿服を用いることとし、特に男子は糸入を着てはいけないとしているところから、女子には糸入の綿服が許されたのかと思われる。

龜山藩條目類の「御家御太法御規格」文化度閏二月十五日（1811）には¹⁰⁾、

一、廣間格小知行取并廣間以下、朝夕御目見以上切米取之妻子着服、糸入青梅縞之類、布帷子帶五郎紗綾之類迄之事

とあり、御目見以上切米取之妻子に糸入着用を許しているのであるから、それ以下の身分の者には恐らく許されないのであろう。

金澤藩「典制彙纂」文政六末年（1823）には¹¹⁾、

御廣式女中召仕候下女着服之儀今般被出之趣ニ付、都て御家中召仕候下女等衣類も一統同様ニ相調理可申心得方観

一、上着ハ木綿・同絲入島布、并下料成縮布之外は為見咎可申候事

とあり、御廣式や御家中が召使う下女に糸入が許される。

三河吉田藩「御自書并被仰出之寫 下」文化十四年丑二月十一日（1817）にはつぎの項がみられる¹²⁾。

一、御家中一統、御城内勤向之節は、急度綿服着用可致事。

但、絲入片つむきの類は、勝手ニ宜候ハゝ、相用候ても宜候

この項目は天保九年戌十一月七日（1838）の「御目付触」および天保十三壬寅年二月七日（1842）の「御触書」にそのまま含まれており、後者にはつぎの一項が加えられている。

一、御足軽共、妻子ニ至迄、綿服勿論之事ニ候、絲入青梅縞類、一切可為無用候、附、帶も同断之事さらに嘉永六年癸丑九月十五日（1853）の「御触書」にも「御家中一統、御城内勤向之節云々」の項はみられる。幕末に至るまで家中の勤向には糸入が許されるが、足軽身分には妻子ともに糸入着用は許されないのである。

一方、町方・在方に対する場合では、宝暦九年（1759）の鳥取藩「町方御法度」¹³⁾や、天明七年（1787）の飯田藩「町・在衣服定触」¹⁴⁾に糸縞に関する条項がみられる。ここでは町年寄・問屋・医師・苗字御免の御用達などかなりの身分の者に限り許されたことがわかる。

弘前藩「要記秘鑑」¹⁵⁾の寛政二年二月十一日（1790）の条には、在の男女の衣服について布・木綿を、その品質も分限相応のものを用いるようにとし、つぎのように記している。

絹紬ハ勿論青梅縞糸入嶋等凡而結構成者帶袖口半襟頭巾帽子たりとも堅相用不申候様

さらに文化四年十二月十五日（1807）の条ではこれに加え、つぎの一項がある。

女帯、腰帯等紬糸入縞の外決而停止申付候

ここでは女帯・腰帯などに糸縞が許されるようになっている。

舉母藩「諸被仰出留」は天保十四卯年八月二十一日（1843）の条¹⁶⁾に、

一、上着は糸入嶋も不相成、更ニ木綿服之事としている。

このように藩により時代により多少の違いはあるが、糸縞は武家・町方・在方とともに一定の身分以上の者に、あるいはある種の衣服に限り許されるもので、本来綿服であるべきところからうじて許される絹、あるいはたとえ糸縞とはいえ許されない絹という境界線上のものであった。この辺の事情を具体的に示す例を遠藤武氏はあげておられる¹⁷⁾。一つはやや時代を遡るが享保十六年五月（1731）の商家の服装に関する捷書「内慎建」で、これによると五節句休外出に糸入木綿が許されるのは十一年以上勤務の平手代、上座より組頭迄である。また普段店勤めでは、名代や後見役に許される棧留類と同格で、その上は紬となる。もう一例は農民の場合で、石川県鹿島郡誌から「世上奢侈変化覚書」があげられており、安永から寛政頃の状況が記されている。ここでは祭見物に出かける折、「高がさ持申者之妻」が「木綿又は手前に拵候、木綿糸入嶋わた入」を着るというのである¹⁸⁾。

また久下司氏はつぎのような例をあげておられる¹⁹⁾。

「天保七年鍋島真正が帰国して藩内の財政の窮乏を見て驚きこれを救済するため節儉を励行し、領民には絹物を禁じ、役人をして道路を巡視させて命令を徹底させていた。ところがある村娘が木綿縞に一寸おきに一本の手引絹糸を交織していたのを発見され、目玉の飛び出すほど叱られたうえに、着ていた着物をすっかり剥ぎとられ云々」というのである。これなどは幕末期におけるよほど厳しい例かと思える。

つぎに地縞に関してはどうだろうか。定書の中には管見にしてこの語の使用例を見出せないが、絹類を細かく規定するなかに田舎絹と特定した例が江戸中期ごろまでに多くみられる。

岡山藩「法例集」天明三卯九月（1783）の条に¹⁷⁾、
一、男女衣類、木綿之外絹類堅無用、夏物は縞地布類之外可為無用候。

但、頭立候者之妻子下人召連候者下着帶、紬田舎絹奈良縞已下持掛け格別、忽て高値之染物并巻物類堅無用（下略）

とあり¹⁸⁾、鳥取藩でも「在方御法度」宝暦八年二月（1758）の条につぎの項がみられる¹⁹⁾。

一、着類之儀、近年獨ニ相成候、古來之通、可為綿服候、徳人共妻女は下着紬、田舎縞迄御免可被成候、是又、袖口・襟ハ木綿ヲ懸可申候、其外男女共、絹類用ひ候儀堅停止候（下略）

ここでは本来綿服を用ふべきところ、特に在方の有徳人や頭立つ者とその妻子の下着や帯にのみ田舎絹が許されており、紬・田舎絹のほか絹類を用いることが禁じられているところから、田舎絹はいわゆる絹類よりも一段低く格付けされているといえよう。これは「隣國之田舎絹」と記述される例²⁰⁾もあるところから、必ずしも自家製絹ではないが名の通った産地のものではなく、地方産の地縞を指すと思われる。

また、金澤藩の「典制彙纂」文政六年（1823）の条²¹⁾に、

二御丸・竹澤・金谷三御廣式年寄女中等召仕候下女着服之儀、木綿之外着用為致申間敷候、帶之儀ハ軽キ絹類用候共其通、（下略）

とあり、御殿女中に仕える下女の帯にのみ許される絹を軽き絹にするようにとしている。これらにみる田舎絹や軽き絹などは、本来絹類が禁じられているが一部にかろうじて許される粗末な絹なのであろう。すると自家製の絹についてはどのように扱われたのであろうか。

勝山藩僕僕約令 文政十一年（1828）²²⁾にはつぎの一条がみられる。

一、男女夏衣布晒之外一切無用之事

但シ御目見之者并二年寄家絹羽織着用不苦候事
ここでは家絹の使用をやはり御目見之者や年寄に限っている。しかし信濃国諏訪郡岡谷村定書 文政四年（1821）では²³⁾、手前織に関してはかなりゆるやかな

条項がみられる。

一、男之分衣類夏冬共に木綿着用可致絹布ハ兼テ御停止之事

但夏着之分晒麻類御免羽織の儀夏羽織者手前織絹麻御免ニ候

一、女之分綿布ニ候得共手前織ハ絹紬 紬 太織かびたん御免縮緬以上の類御停止之事

尤帶之儀は縮緬八丈紬迄は御免候

自家製の絹類については地域の事情により着用規制にかなりの差違がみられるが、基本的には本来木綿でなければならないところ特別に許されるというものである。

(3)

さて福知山地方では糸縞・地縞はどのように扱われたのであろうか。定書を見てみることにしよう。

『福知山領井田村水上家文書』²⁴⁾に収録されたものから江戸後半期の様子をみると、寛政三年亥年五月（1791）に郡奉行より出された「御領分村々江申渡覚」につぎの一項がある。

一、衣類之事近年百姓不相応之、花麗相成趣ニ候向後ハ至妻子迄、布木綿ニ限り致着用襟袖口、たり共絹類相用候儀堅停止之支

これは一般的な絹類に対する定であるが、さらに細かい分限による定書がみられる。

文化七庚午年（1810）の「取締衣食住分限定書」は、
分限上之者 但拾石以上
分限中之者 但五石以上
分限下之者 但石以下無高込

右者此度御領内一統江被仰出有之百姓衣食住分限定法度書村々江御渡被成下猶又一村取締分限定書差出候様被仰付候ニ付上下之百姓会合之上、上中下之差別ヲ定往年迄相用候定書出来此度改御地頭江奉差上者（下略）

とし、ここには「村取締申堅之事」として生活に関するこまごまとした事項について規制している。この中には、

一、若者衣類糸入嶋貰物迄 附、羽織名代之節斗の項があり、さらに

分限上之者定書には、

一、男女衣類之事布木綿糸入嶋

但し他所附会之節絹つむき帯縮緬どんすニかきり可申候

一、召仕有之身分之者妻子ハ絹之襟袖口之類絹類少々相持い候

中分限之者定書には、

一、男女衣類之儀布木綿ぬき物

但他所附会之節貰物糸入嶋帯縮緬つむき下分限之者定書には、

一、男女衣類之義布木綿限り

附他所附会之節帶つむき貰物限り

とあり、糸入嶋は若者や上分限の衣類に限られ、中分限には他所の人と附合の場合にのみ許されている。翌文化八年未三月の「三段之者分限法度定書」では、分限は

高百石より拾石迄

高拾石以下四石迄

高四石以下壹石迄 但無高之者是ニ準候事

となり、これらについての「男女着服之事」では、

一、平常布木綿着用

但襟袖口同断絹類相用候義即停止

を原則としている。但し「押立候節、他所附合之時、無拠時宜」には、それぞれ分限に応じて絹類が許される。

上分は衣類絹紬迄

帯は縮緬綾子

中分は衣類糸入縞紬迄

帯は縮緬迄

下分は衣類糸入縞は格別

帯は絹紬迄

としており、前年よりも一段づつ緩やかになり、糸入縞は下分限にも格別の場合許されている。しかしながら「分限を相弁下品之地」を用い、できれば布木綿で済すようにとの一言を忘れない。また同書の「結納之事」においても、「嫁娶養子取遺之節荷物御定」に同様の定がみられる。すなわち、

上分は衣類絹紬迄 帯は縮緬綾子迄

中分は（他所と取遺場合でも）衣類は糸入縞紬迄
帯は絹縮緬迄

下分は（他所と取遺場合でも）衣類は糸入縞迄
帯は絹紬迄

とされる。同様の定書は村々の文書に見ることができ²⁵⁾、この時期糸縞は中・下分限の百姓に許される最高級の衣類であったことがわかる。因みに当時農民の80~90%以上がこの中・下の階層に属していたと思われる²⁶⁾。また安政三丙辰年三月（1856）の「僕約定書」（下豊富村）²⁷⁾にもつぎのような項がみられる。

一、他戸出会押立候節上分は緒八丈まで中以下は八丈迄上分之帯呉紹縞子迄中以下右に準ず

一、産着上分は緒八丈限り中以下は八丈木綿に可限事

一、諸事参詣見物に罷出候節絲入もの布木綿に限り
女は白張日傘渋蛇の目、上分は格別之事

ここでも糸縞は参詣や見物などに限って許されている。

地縞については定書にその文言は見出せないが、慶応二丙寅年（1866）の「僕約御箇條」（川合村）²⁸⁾に、

一、衣服は男女共他所へ越候共綿服に可限帯は粗末之絹紬不苦（中略）尤男女共六十歳以上は下着粗末之絹類不苦事

但 大庄屋触頭町年寄并帶刀御免之者は他所え罷越候節絹布着用尤御領内に而も同前之下着暑中絹羽織袴婦人裾よけ被成御免候御目見以上

之者は供も召連他所へ罷越候節粗末之絹類着用
御領内に而も同前之下著暑中麻羽織袴婦人粗末
之裾よけ不苦事

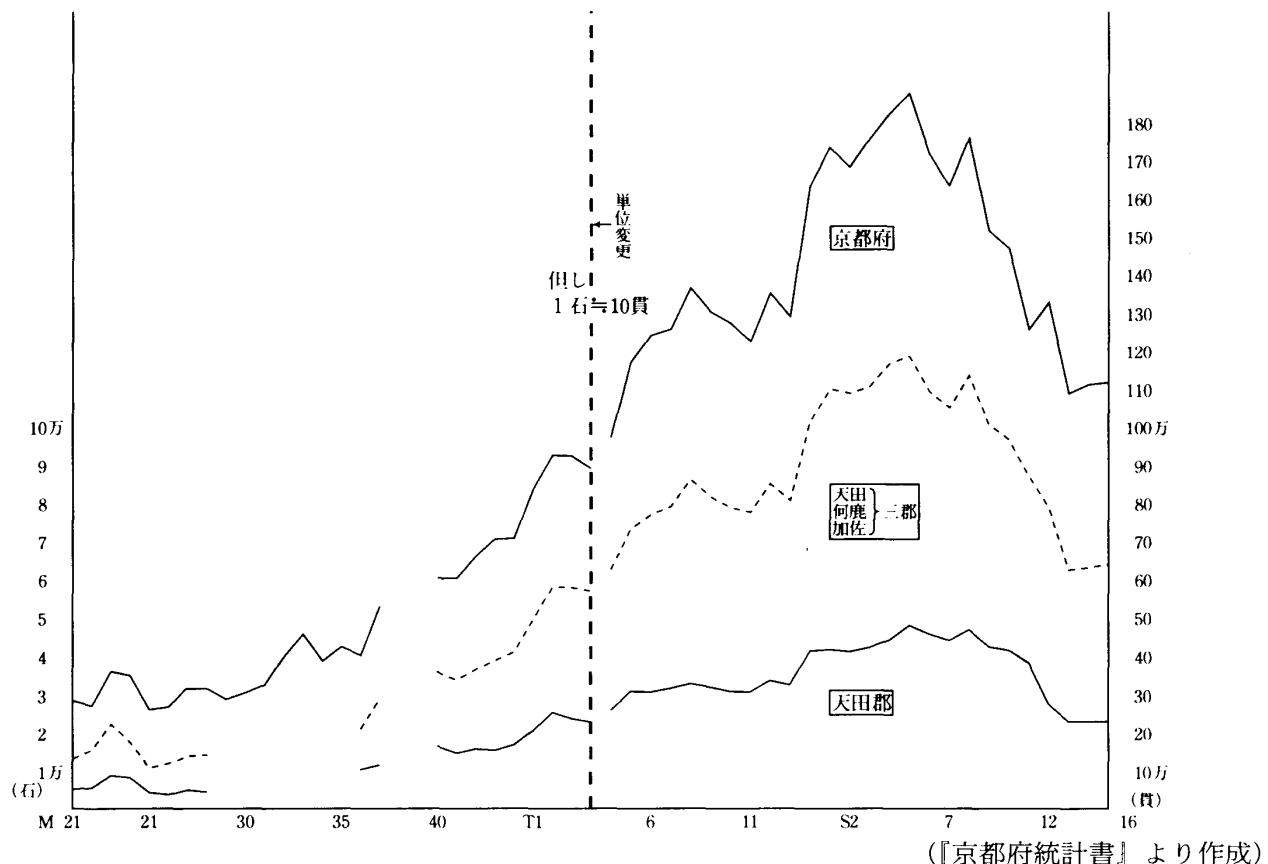
と他所行きの時の帯と六十才以上の人の下着、御目見以上の人の他所行きの着物や領内での下着、同婦人の裾よけなどに粗末の絹が許されている。粗末の絹についての詳しい記述はないが、地絹もこうした類の中に入れられるのではなかろうか。それにしてもこのような細部にわたる規制が行われるということは、人々の絹への憧れがいかに強いものであったかを思わせるのである。

(4)

こうした厳しい封建体制下の絹類規制からの解放は、糸縞や地絹の豊富な使用を可能にしたであろうが、もう一つの条件としてこの地方の明治以後における養蚕業の発展がある。そもそもこの丹波由良川流域は古くから絹の産地として名をなした土地柄である。ずっと古くはさておき、文化十一年（1814）刊の成田思斎著『蚕飼絹篠大成』は「蚕業を営む国」としてこの地域を挙げている²⁹⁾。幕末期の「朽木家文書」亥年三月³⁰⁾の条は、「此度御領分中絹絲真綿御産物に被仰出候上は右取締之者之外猥に売買当座預ケとも不相成尤蛾大蛾共蒙御免候糸屋共之外売買致間敷候事」とし、絹糸真綿などを他所へ売捌くことを一切禁止しており、養蚕が藩の重要な産業であったことがわかる。慶応元年（1865）には糸屋株が解散しその後糸会所が設けられるが、その当時糸商業の軒数は110軒あり、それは福知山全世帯数の約12%を占める割合で、明治以降の養蚕・製糸発達の基礎となったといわれる³¹⁾。

ところで安政開港後蚕糸輸出の増加にともない、東北・関東地方養蚕地では輸入国から求められる蚕糸の品質に応ずるべく努力が拂われたが、京都の場合從来通りの内地売りの太糸の生産が続けられ、その結果明治18年東京上野で行われた全国五品共進会に於いて、京都府の繭は「本会出品中恐らくは粗の魁たらん」といわれ、生糸についても酷評された³²⁾ことはよく知られるところである。これに覚醒し、同年京都府勧業課の主催により、第1回養蚕製糸集談会が福知山で開かれ、翌19年1月には京都府蚕糸業取締所が設けられ、だいたい府内各郡を単位として蚕糸業組合が結成される。この時の何鹿郡蚕糸業組合長が波多野鶴吉で、明治29年6月1日には彼を中心とした発起により郡は製糸株式会社が設立される。そもそもが郡の蚕業奨励の機関として出発した会社であるから、近隣農家の養蚕の発達はこの会社の発展と大きく関係するところであり、会社側も原料である繭の取引きに関しては生産者である農家と共に存共榮の精神に立脚し公正を期したという³³⁾。何鹿郡とそれに隣接する天田郡・加佐郡にお

〔図1〕 総収繭高



〔表2〕 天田・何鹿・加佐三郡総収繭高変化

年	繭生産量(石)	増加率(%)
明治21年(1888)	1 3,4 7 1	1 0 0
26年(1893)	1 1,7 9 8	8 7.5
36年(1903)	2 0,9 9 7	1 5 5.8
41年(1908)	3 6,5 1 0	2 7 1.0
大正2年(1913)	5 7,1 6 6	4 2 4.3

（『京都府統計書』より作成）

ける繭生産量は明治後期には激増し、三郡の合計が京都府全体の60%近くを占めるに至り、それに対し山城や京都市近郊では減少、他の丹波・丹後地域は横ばいという状況であった。京都府全体の収繭量、三郡の合計、三郡中最も生産量の多い天田郡の収繭量の三つをグラフ化したのが〔図1〕である。大正末年から昭和10年ごろまでを頂点として明治後半期から激増して行く状況が明らかである³⁴⁾。この三郡の合計収繭量増加率を明治21年を100としてみてみると〔表2〕になる。明治20年代はまだ低迷しているが、30年代になると増加率が大きくなり、先にあげた郡はとの関係が考えられる。大正2年には4倍強となる。同時期の養蚕農家の戸数は〔表3〕にみると、天田・何鹿郡では明治末から昭和初期まで増加がみられるが、全体としてあまり大きな変化はなく、むしろ一戸当たりの収量増加

〔表3〕 三郡養蚕農家戸数

(戸)

	天田	何鹿	加佐	三郡合計
明治21年(1888)	4252	2673	4550	11475
26年(1893)	3979	3350	4413	11742
36年(1903)	4830	3345	3737	11912
41年(1908)	5134	3863	3414	12411
大正2年(1913)	5751	4326	3544	13621
7年(1918)	6153	4825	3914	14892
12年(1923)	6474	5227	4307	16008
昭和3年(1928)	6018	4534	4378	14930
8年(1933)	5945	4348	4063	14356
13年(1938)	4021	3495	2642	10158

(『京都府統計書』より作成)

が考えられる。この時期の村の状況について、「好況な養蚕の潤いで村中に大きな家屋や養蚕場が建てられ、中には三階建の農家も建てられている。この農家では一階と二階で蚕を飼い、三階は上簇に使っていた。

(中略)又、このような養蚕農家では男衆や子守りなど使用人をおき、その上蚕期には氷上や播州の方から二人・三人と若衆を雇い入れて労力面を補っていた。」と記される³⁵⁾。

農家にとって生産した繭は少しでも多く換金したかったであろう。玉繭や屑繭も京都府産業統計³⁶⁾に掲

載されているし、郡は製絲の「累年原料買入高」にもこれらは記載されている³⁷⁾。それでも売れない玉繭・屑繭が家庭用として残され糸縞や地絹に使われたのである³⁸⁾。この地に生まれ育った多くの女性が何らかの形で糸縞や地絹にかかわって暮してきた。特に地絹は大正から昭和期にかけて友禅染にして嫁入りに持つて行く衣裳とされた³⁹⁾。福知山市呉服町で染物店（悉皆業）を営む津田由枝氏（大正11年生）に地絹に関して語ってもらった。

—津田さんの父親安太郎氏（明治28年生）は16才の時、京都で丁稚修業をしその後この店の名儀を買い取り商売をした。この店の初代は京都の人であった。戦前福知山には染物屋が5軒ほどあった。戦中から次第に少なくなった。この店の仕事は主として京都へ染めに出す仲介で、京都へ出す前の洗い張りや色抜き（やさしい物だけ）、染め替え物をほどいて羽縫いするなどの下仕事をした。父親は忙しい時は月に3回ぐらい注文の品を持って京都へ行った。1日に20～30軒ぐらい染め加工や専門の職方の家をまわり、注文しておいた物を集め新しい注文品を置いて来る。人を介さないで少しでも安く仕上げようとしたのである。地絹の染めは養蚕の盛んな由良川筋の村の人々に多かった。川筋の人が嫁に行くとなると、大きな風呂敷包み一ぱいの地絹を持って染めに来た。嫁入布団は表は紫地で中央に紋を四隅に唐草を白抜きとし、裏と敷布団は鬱金色に染めた。喪服用は袴は丹後縮緬、単衣は地絹で染めた。他は柄物が多く、母親の地絹を娘用に染め替えることもよくあった。農家では生絹を自家用分だけ織り、必要に応じて練りや染めに出した。秋の収穫期が終ると冬の間に織る。丁度地絹が織れ、田植仕事が始まるまでの三月頃村々で見本市を行った。在ごとに反物の染見本を掛けておいて注文をとる。一日に50反ぐらい染め注文がとれることもあった。染め替え注文もあった。支拂いは盆と正月で、自分が子供の頃月200円ぐらいの商売であったと思う。村に注文の取りまとめ役のおばさんがいたり、廻りの雑貨屋さんで染見本を持って廻り注文を聞いて来る人もいた。農家で余った地絹をこちらで買い取り欲しい人に売ったり、買いたい人があると取り寄せてあげたりした。裂織の帯も古いふくりんや地絹を渡して織ってもらったり。地絹にも羽二重のような良質のものもあった。悪いものは長襦袢にした。戦後はやった型置染めは染め替えに適しており、色の抜けないものを黒地に染め顔料のようなもので型置き文様をつけた。安い染めだったから誰もが染めやすかった。自分らは娘になるまで地絹ばかり着ていた。銘仙なんか着たことがなかった。呉服屋さんの着物を一ぺん着てみたいと思った。—

このように娘の嫁入のために準備された地絹のきも

のであったが、必ずしも高く評価されるものではなかった。この地方には「地絹嫁さん」という言葉がある⁴⁰⁾。嫁入の荷物が地絹ばかりだとやや軽蔑的に云うのである。荷飾りの時に簾笥の抽出の一番上には銘仙を入れ下の方に地絹を入れておくのだが、それを目聴く見抜く近隣の人たちは「地絹ばかりだった」と陰口をたたく。その噂は一生つきまと。母親は娘のために地絹の着物を沢山作りながら「嫁入先ではよそゆきには絶対着てはいけない家でだけ着るように」といったという。ここには娘のために一枚でも多くの着物をと地絹に愛情を込める母親と、その同じ庶民の辛辣で冷酷で意地の悪い一面がみえる。

このようにみて来ると、この地方の豊富な糸縞や地絹は、庶民の絹への憧れが何らの規制を受けることなくしかも近代産業の発展を支える生業に伴って実現したものであり、まぎれもなく近代の証といえよう。さらに言うならばこの糸縞と地絹は多少異った性格を示しながら衣生活的一面を語るのである。糸縞は木綿縞と近似のものである。農民一般に許された木綿縞は各地でその意匠に工夫が凝らされ、素朴で健康な美が生み出された。それは田舎縞とも呼ばれ田舎を主張するものであった。そこに絹糸を投入し田舎縞を洗練していくものが糸縞であり伝統的な美しさがみられる。それに対し地絹は都会的なものと強く結びついていた。小紋染にしても友禅染にしても一瞬その生地が地絹なのか縮緬なのか忘れさせてくれる。都会的な染めの導入によって都会への憧れを実現することができた。しかしそれは都会そのものではなく擬都会的なものであった。女たちはそのことを強く意識した。そこに地絹に対する複雑な態度が表われるであろう。糸縞の持つしっかりした自信に満ちた存在感。地絹の持つ都会的なものを実現させようとするエネルギーとその反面にみるはかない悲愴感。それらは封建的規制から解放されなお伝統的な生活を土台としながら、工業化・都会化への流れの中に一元化されようとするこの期の農村の生活を象徴するもののように思われる。

（文中傍点・・・は筆者による）

注

- 1) 本コレクションは福知山市在住の染織家河口三千子氏が御夫君と共に長年にわたり収集されたものである。福知山市の管理に移譲されたのを機に平成4年から5年にかけて調査・整理を行い、その調査報告『丹波生活衣コレクション調査報告書』が平成6年3月に福知山市より刊行された。
- 2) 天保8年（1837）～嘉永6年（1853）に主として著述される。
- 3) 日本織物新聞社編、昭和9年11月（1934）刊行。
- 4) 井原西鶴作『世間胸算用』巻一ノ一、元禄5年

(1692) 刊「いづかたも女房家ぬし奢りて、衣類に事もかゝぬ身の、其ときの浮世模やうの正月小袖をたくみ、羽二重半疋四十五匁の地縞よりは、千種の細染百色がはりの染質は高く、金子一両宛出して……」と使われており、西川祐信筆『女一代風俗絵本ます鑑』延享5年(1748)には、女たちが染模様を選んでいる場面があり、「これは地縞の代より染色繡に費多く本意なきことおかし 是もあながちにはやる模様をのみとゑらむべからず しかればとてあまりに古めきたるもあしし……」としている。いずれも生地よりも染代の方が高くつく例として使われている。

- 5)『古事類苑』によると、『書言字考節用集』での「鎖服」『女重宝記五』での「絹布類長羅絹」「和漢三才図会』での「絹布 鎖服、知與呂介牟」「鎖服、出於阿蘭陀及廣東、似加伊岐而有 横文」『嚴有院殿御実紀』五での「承応二年正月十五日、入貢の蘭人御覧あり、貢物はちょろけん二種……」などが挙げられている。また西川如見著『華夷通商考』二に「広東省土産白絲(略)鎖服〈チョロケン〉」とあり、四の「阿蘭陀の土産」にもその名がみえる。これらからだいたいオランダや広東省を通じての輸入絹織物であることがわかる。インドのチャウル産ともいわれる。それが「かひき」に似ていて横文があるという。『和漢三才図会』では「加伊岐」の項に「鎖服」も含まれており、「加伊岐」については「出於阿蘭陀、其絲上品有 黄有 赤有 茶色、而舊渡者地厚、後渡者稍薄、本朝末 織之」とする。また「横文」は「モクノアヤ」とよみ雲形文とか木目文とかを言ふ(大槻文彦著『大言海』)。丹波のちょろけん糸との間に何らかの繋がりがあるのかと思えるが、不詳である。
- 6) 藩法研究会編『藩法集5』 創文社 昭和39年刊
 7) 藩法研究会編『藩法集12』 創文社 昭和50年刊
 8) 藩法研究会編『藩法集4』 創文社 昭和38年刊
 9) 藩法研究会編『藩法集5』 創文社 昭和39年刊
 10) 藩法研究会編『藩法集2』 創文社 昭和36年刊
 「御用聞町人共」へ申渡す条として、
 一、袴・羽織、糸入より停止之事

- 11) 長野県編『長野県史』近世史料編第4(2)南信地方
 昭和46年刊 より
 一、町年寄・問屋妻子共に上着かびたん・糸入島
 不苦
 医師に対する条
 一、医師、上着木綿、麻着用之事、夏羽織縮着用
 之事
 一、かびたん・糸入島羽織裏井上着裏縮不苦
 「中百姓以上妻子共ニ」とする条
 一、苗字御免之御用達ハ妻子共ニ、上着かびたん・糸入島不苦

- 12) 青森県編『青森県史(二)』 歴史図書社 昭和46年刊
 13) 藩法研究会編『藩法集12』 創文社 昭和50年刊
 14) 『遠藤武著作集』 第III巻民俗篇 文化出版局 昭和63年刊
 15) 同上書による。「武部村百姓九郎兵衛四拾四才之節、予式拾才計之時分咄けるは武部村兵藏祖母九十才頃迄存命いたし居候、右祖母常々九郎兵衛に咄けるは……」ではじまる。
 16) 久下司著『ものと人間の文化史—化粧—』 法政大学出版局 1970年刊
 17) 藩法研究会編『藩法集1』 創文社 昭和34年刊
 18) 同上書によると、寛文・享保・宝暦・安永度の法令にも「田舎絹」に関する法令がみられる。
 19) 藩法研究会編『藩法集2』 創文社 昭和36年刊
 なお本書によると、他に町方・在方に關しては寛文・享保度に田舎絹に対する着用規定がみられる。
 20) 同上書所収、鳥取藩「町方御法度」寛文八年六月十九日条
 21) 8) と同じ
 22) 『福井県史』資料編7、中・近世五 福井県 昭和62年刊 「勝山市 松屋文書」より
 23) 前田正治編『日本近世村法の研究』 有斐閣 昭和25年刊
 24) 夜久野町字今西中 衣川栄一編集・発行 1971年刊
 25) 足立鐵次編『郷土上豊富シリーズ5、樽水村古文書を読む』 昭和62年刊 には、同内容の文化九年(1812)の「御領内百姓向分限取締所・樽水村」が収められており、これと全く同じものが旧上川口の小田村からも出て来たと記されている。
 山口加米之助編『天田郡志資料』下巻 淑徳同窓会発行 昭和11年刊 収録の文化八年辛未年の中夜久野村の法度も同内容である。
 また文化八年辛未年四月の筈巻村の文書では「上之者高八石以上、中之者高壱石以上、下之者高壱石以下としており、文化七年度の分限定書と同様の内容である。
- 26) 村の階層構成の一例

	土 師 村		上 天 津 村	
	文政8年(1825)	慶応3年(1867)	慶応3年(1867)	
10石以上	9戸	5.0%	6戸	3.2%
5石以上	22	12.2	35	18.8
1石以上	71	39.4	60	32.2
1石未満	70	38.8	69	37.0
無高	8	4.4	16	8.6
	180		186	
				158

『福知山市史』より作成

- 27) 山口加米之助編『天田郡志資料』下巻 淑徳同窓会発行 昭和11年刊

- 28) (27) と同じ
- 29) 「蚕業を営む国々は、東山道八ヶ国、並に武藏・甲斐・加賀・越前・若狭・三丹州凡十六箇国也。」
 「既に奥州大隅川筋、信州川中島、濃州岐阜じま、越前府中川、江州姉川、丹州由良川筋、但馬豊岡川等の河筋など、恰も数十万石の土地と見そなはせしも、洪水度ごとに水溢れ、桑より外の作物の成りがたきに養蚕繁昌のしるしは是也。」
- 30) 「福知山支略閥家文書」に「嘉永四辛亥年」「糸真綿商御産物被仰付」とあり、この亥年は嘉永四年(1851)かと思われる。(『福知山市史』近世編による。)
- 31) 『福知山市史』史料編二 福知山市役所 昭和55年刊 「町名主日記解説」による。
- 32) 「該地方は人皆舊慣を墨守し単に内地の需要にのみ充つるを以て繰縫の方法極めて拙く束装も區々たり」
- 33) 村島渚編纂『郡是四十年小史』 郡是製絲株式会社発行 昭和11年刊 より「明治38年には原料繭改良奨励規程を設けて、会社の要求する改良を行い産繭を一手販売する組合に対しては、教師給料の補助を行うなどを約束した。」
- 34) 収繭量統計の単位変更について。
 大正3年まで石単位、大正4年以降貫単位となる。但1石≈10貫とみてよいので、グラフは連続したも
- のと見てさしつかえない。このことについては郡是製絲株式会社編『三丹蚕業郷土史』昭和8年刊および大嶋文隆氏とグンゼ株式会社教育訓練課の御教示による。因みに明治以前は1石≈9貫、明治以降は1石≈10貫とみる。
- 35) 蘭花の会編『蚕飼女の今昔』 平成6年刊 所収「わが村」猪崎・塩見八重子より。これは天田郡猪崎の場合であるが同様の様子が養蚕地にはみられたようだ。
- 36) 『京都府統計書』 勧業編
- 37) 33) と同じ
- 38) 河口三千子著『おんなを織る』 講談社 昭和49年刊 「売れるものはすべて売っても、なおのこる少しの屑繭を大切にいとしんで真綿を作ったり、またお湯をたいてだるま引きの車を回して、生糸を作った。」
- 39) 福知山市近隣の聞きとり調査によると、「戦中・戦後まで手機は織られており、大正末生まれの人ぐらいが機織の出来る最後の人である。昭和10年前後生まれの人は子供の頃よく地絹の着物を着たがお嫁入りには持つて行かなかった。」という。
- 40) 前掲『蚕飼女の今昔』、両丹日日新聞清流欄河口三千子氏「地絹の着物」などにみられ、聞き取り調査でもよく耳にする。

(1995年8月11日受理)